

外国送金を行う法人のお客さまへ

横浜信用金庫

**偽のビジネスメールによる外国送金の資金をだまし取る詐欺
(ビジネスメール詐欺)にご注意ください。**

平素は横浜信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

法人のお客さまが、海外のお取引先や親会社・関連会社と送金取引に係る送金口座情報の連絡を電子メールで行う際、偽の電子メールや内容が改ざんされた電子メールにだまされ、外国送金の資金が詐取される被害が発生しています。

法人のお客さまにおかれましては、次のような対策をご実施ください。また、ご判断に迷われる際は、各営業店窓口までご相談ください。

【実際に発生している事案（典型的な詐欺メール）】

1. 海外のお取引先になりすまして送信された電子メールによる送金依頼や、電子メールに添付された請求書にしたがい、外国送金を行った結果、送金資金を詐取された。
2. 海外の親会社の幹部等になりすまして経理担当者等に送信された電子メールによる至急の送金指示にしたがい、外国送金を行った結果、送金資金を詐取された。

【偽ビジネスメールへの対応方法】

1. 以下のような通常の請求・支払慣行と異なる対応を求められた場合は、海外のお取引先に対して、送金前に電子メールとは異なる手段（電話やFAX等）で事実の確認を行う。確認ができれば保留も検討する。
 - ・ 海外のお取引先から、送金先口座や名義を変更する旨の電子メールを受信した **(特に正当な受取人の所在国と異なる受取銀行が指定される場合、初めての送金国等は注意が必要)**
 - ・ 仲介業者等の第三者から、送金先口座の変更の指示を電子メールで受信した
 - ・ 海外のお取引先から、送金先口座の法人口座から個人口座、あるいは見慣れない(認識したことがない)法人名義への変更の指示を電子メールで受信した
 - ・ 海外のお取引先の正規ではない電子メールアドレスから、送金依頼を受信した
 - ・ 至急扱い・極秘扱いの送金依頼の電子メールを受信した

----- 裏面もご確認ください -----

2. 電子メールの場合は「返信」ではなく、「転送」機能を用いて名刺等に記載されている正しいメールアドレスを入力してから送信する等、慎重に対応する。
3. 送金取引やその連絡に利用しているパソコンのセキュリティ対策（ウイルス駆除等）を行う。また、海外のお取引先等と送金依頼の電子メールを送受信する場合は、平文（暗号化されていないデータ）ではなく、暗号化した添付ファイルを用いる、電子署名を付す等、より安全性の高い方法で行う。
4. 社内の送金事務（経理）担当者だけでなく、電子メールの送受信の当事者である営業・購買・国際部署に「詐欺メールの手口」に十分注意するよう呼びかける。

お問い合わせ先

横浜信用金庫 市場国際部

電話 045-680-6927

受付時間 平日9:00から17:00

※ 土曜日、日曜日、祝日および金融機関休業日はお休みとさせていただきます。